

スウェーデンの社会保障 制度の概要

第2回 諸外国における犯罪被害者等施策の調査・分析に関する研究会

2026年7月17日

名古屋大学大学院法学研究科

中野妙子

※ 本資料の内容はあくまで概要であり、制度の細則は省略しています

※ 社会保障関連以外の法律用語は仮訳です

1 社会保障制度の全体像

1-1 社会保険制度

(1) 社会保険法典（Socialförsäkringsbalk, SFB）に基づく給付

- 家族給付：妊娠手当、親手当（出産・育児休業中の所得保障）、児童手当など
- 傷病・業務災害に対する給付：傷病手当（傷病時の所得保障）、リハビリテーション手当、傷病補償年金・活動補償金（かつての障害年金）、労災年金、近親者等介護手当（看取りのための休業中の所得保障）など
- 老齢給付：所得比例老齢年金、最低保障年金、高齢者生計扶助など
- 遺族給付：遺族年金、遺族手当など
- 住宅手当：育児中の家庭、障害者世帯、年金世帯などが対象

1 社会保障制度の全体像（続き）

(2) 社会保険の運営

- 社会保険庁（Försäkringskassan）：老齢年金・遺族年金以外の給付に関する実務
- 年金庁（Pensionsmyndigheten）：老齢年金・遺族年金に関する実務
- 国税庁（Skatteverket）：社会保険料の徴収

(3) 社会保険の財源

- 使用者・自営業者が負担する社会保険料
 - ※ 被用者の保険料負担は老齢年金を除いて無し
- 国庫

1 社会保障制度の全体像（続き）

※ 被用者の場合、協約保険による上乗せがある

- 労働組合と使用者団体の全国協約による上乗せ保険
 - ブルーカラー労働者の傷病による休業時の所得保障（最初の365日）：社会保険の傷病手当80% + 協約保険の給付10% = 計90%
 - 社会保険給付の算定基礎の上限を超える所得に対する保障も
- 組織率は低下傾向だが国際的には高い（2025年：被用者の66%）
 - 使用者は非組合員にも協約を適用する義務を負う → 協約の適用率は被用者の88%（2025年）

※ 失業保険は社会保険とは別の制度

- 労働組合が主体となる失業金庫が運営、任意加入
- 国庫補助
 - 国庫補助の財源は、使用者・自営業者が負担する社会保険料と、金庫加入者が負担する保険料

1 社会保障制度の全体像（続き）

1-2 医療サービス

- 根拠法：保健医療サービス法（Hälsa- och sjukvårdslag, HSL）
- 提供主体：レギオン（region、全国に21ある広域自治体）
 - 福祉施設に入所する高齢者・障害者に対する医療についてはコミューン（kommun、全国に290ある基礎的自治体）が提供責任を負う
- 公的医療機関において医療の現物給付を提供するのが基本
- プライマリケアは民間医療機関への委託も多い
- 患者負担：法律の範囲内で各レギオンが定める
 - 法定上限（2026年）：入院医療 130SEK／日、外来医療 1450SEK／12カ月
 - 85歳以上高齢者は自己負担なし。多くのレギオンで20歳未満は無料
- 財源：租税

1 社会保障制度の全体像（続き）

1-3 社会福祉

- 根拠法：社会サービス法（Socialtjänstlag, SoL）＋対象者ごとの特別法
- 提供主体：コミューン（サービスの提供は民間委託も可）
- 支給要件・サービス
 - 自助または他の方法で自身のニーズを充たすことができない者に対し、相談、見守り、介護その他の援助を提供
 - 社会サービス法は枠組法 → 具体的なサービス内容はコミューンの裁量
 - 高齢者の場合：ホームヘルプ、デイサービス、特別な住宅（施設介護）など
 - 利用料の徴収対象となるサービス（ホームヘルプ、デイサービス、特別な住宅など）の決定においては、個人の経済的状況を考慮してはならない
- 利用料：法律の範囲内で各コミューンが定める
 - 法定上限（2026年）：居宅サービス 2660SEK／月、施設サービス 2732SEK／月
 - 最低留保額（2026年）：単身者 7296SEK／月、夫婦の一方 5953SEK／月
- 財源：租税

1 社会保障制度の全体像（続き）

1-4 公的扶助

- 根拠法：社会サービス法（SoL）
- 提供主体：コミュン
 - 自助または他の方法で自身の経済的ニーズを満たすことができない者に対して、生計維持費（生計扶助）やその他の生活費のための経済的援助を支給
 - 正当な生活水準の保障 ≡ 最低生活保障
 - 就労可能な者には求職活動や職業訓練への参加を要求（2025年改正法で厳格化）
- 生計扶助の支給額
 - 政府が全国基準（Riksnorm）を策定
 - 成人の単身者の場合（2026年）：月5220SEK + 居住費、交通費、失業保険料等
- 財源：租税

※ 未就学児の保育は学校教育に含まれる

2 障害年金（傷病補償年金・活動補償金）

2-1 制度の概要

- 制度の沿革
 - 1913年 国民年金の創設（老齢年金、障害年金）
 - 1960年 2階建ての年金制度の導入（定額の国民年金＋所得比例年金）
 - 1998年 老齢年金の抜本的改革（所得比例老齢年金＋最低保障年金）
 - 2001年 年金保険から分離、疾病保険に位置付け
 - 傷病補償年金：原則として30歳以上の者が対象
 - 活動補償金：30歳未満の者が対象
- 居住に基づく最低保障給付＋就労に基づく所得比例給付
 - 居住に基づく給付：スウェーデン国内に居住する者が対象
 - 1年以上の滞在見込みが必要
 - 就労に基づく給付：スウェーデン国内で有償労働する者が対象
 - 被用者・自営業者を問わない

2 障害年金（傷病補償年金・活動補償金） （続き）

2-2 支給要件

(1) 障害要件

- 疾病その他の心身の機能低下により、労働能力が4分の1以上低下したこと
 - 傷病補償年金：労働能力の低下が恒久的で、かつ医学的治療やリハビリによって労働能力が回復しないと認められる場合に支給
 - 活動補償金：労働能力の低下が1年以上続くと認められる場合に支給
- 労働能力の低下
 - 医学的な理由によることが必要
 - 医学的理由以外の要素（年齢、居住環境、学歴、職歴等）の考慮は不可
 - スウェーデン全土の労働市場を対象に、フルタイム（週40時間）で就労し賃金を得る能力に照らして判定（障害者雇用も含む）
 - 高齢者（老齢年金受給開始まで5年以内の者）については特例あり

2 障害年金（傷病補償年金・活動補償金） （続き）

2-2 支給要件

(2) 障害要件以外の要件

- 所得比例給付の支給要件
 - 保険事故発生時に就労に基づく被保険者資格を有すること
 - 保険事故発生前の一定期間に1年以上、年金基礎所得（PGI）の認定があること
 - PGI：被保険者の雇用その他の有償労働による所得に基づき、国税庁が認定
 - 2026年 下限：25,042SEK／年、上限：672,600SEK／年
- 最低保障給付の支給要件
 - 所得比例の給付を受給できない、またはその額が一定水準を下回ること
 - 保険事故発生時に居住に基づく被保険者資格を有すること
 - 保険加入期間が3年以上あること
 - 保険加入期間＝事故発生前のスウェーデン国内での居住期間＋将来の居住期間
 - 難民、18歳未満の者について特例あり

2 障害年金（傷病補償年金・活動補償金） （続き）

2-3 支給期間

- 傷病補償年金：30歳に達した月～67歳（最低保障年金の受給開始年齢）になる月の前月
 - 労働能力が完全に喪失している場合、19歳に達する年の7月から受給可能
 - 期間の定めのない給付
 - 最低3年に一度、労働能力の追跡調査
- 活動補償金：19歳に達する年の7月～30歳に達する月の前月
 - 最長3年の有期給付
 - 受給の継続には再申請が必要

2 障害年金（傷病補償年金・活動補償金） （続き）

2-4 支給額

- 所得比例給付
 - 労働能力の低下により失われたと推定される所得の**64.7%**
 - 保険事故発生前の一定期間の所得のうち、最も高い**3**年間の所得を平均
 - ただし算入所得の上限あり →支給額にも上限（**2026年**：年**285,268SEK**）
- 最低保障給付
 - **30**歳以上、労働能力の完全喪失（満額支給）の場合：年**164,576SEK**（**2026年**）
（最低保障水準）
 - 所得比例給付を受けられる場合は、最低保障水準との差額を支給
 - 保険加入期間が**40**年に足りない場合、比例的に減額
- 労働能力の低下の程度に応じて**4**段階
 - 満額、**4分の3**額、半額、**4分の1**額

3 遺族年金（調整年金を中心に）

3-1 制度の概要

- 現行制度：遺児年金、調整年金、寡婦年金（経過措置）から構成
 - 父母、祖父母など、配偶者以外の成人遺族に対する保障はない
- 配偶者のための遺族年金の沿革
 - 1946年 国民年金制度に寡婦年金を新設（所得審査付き定額給付）
 - 1960年 寡婦年金も二階建ての給付に
 - 1988年 寡婦年金を廃止、性中立的な12カ月間の調整年金を新設
 - 背景：女性の就労の増加（1985年に25～54歳女性の就労率90%）、男女差の問題、結婚観の変化、財政的理由
 - 改正法施行時に既に結婚していた女性には、経過措置として寡婦年金の支給あり
 - 2000年 老齢年金改革（1998年）に合わせ、最低保障付きの所得比例年金に

3 遺族年金（調整年金を中心に）（続き）

3-2 調整年金の支給要件

- 配偶者を亡くした者（男女とも）が対象。事実婚、同性婚を含む
 - 死亡した配偶者が、スウェーデン国内で就労していたこと
 - 配偶者の死亡時に、死亡した配偶者と恒常的に同居しており、かつ、夫婦またはその一方により監護される**18歳未満**の子と恒常的に同居していたか、死亡前**5年間**連続して当該配偶者と同居していたこと
 - 事実婚の場合は、死亡した配偶者と以前に婚姻していた、または、死亡した者との間に子がいる／いた／生まれる予定であること

3-3 支給期間

- 原則として死亡時から**12カ月間**
 - 最長で**67歳**（＝最低保障年金の受給開始年齢）になる月の前月まで
- 延長調整年金
 - 遺族配偶者が、配偶者の死亡時に同居していた**18歳未満**の子を監護し、かつその子と恒常的に同居している場合は、**12カ月**または最年少の子が**12歳**になるまで延長

3 遺族年金（調整年金を中心に）（続き）

3-4 支給額（1938年以降生まれの者が死亡した場合）

- 所得比例の調整年金
 - 死亡した者が受けるべき所得比例老齢年金の55%
 - 67歳未満で死亡した場合は、67歳になるまでに得たであろう所得を推定
 - 所得比例老齢年金 = 毎年の年金権（年金基礎所得（PGI）×18.5%）の合計 ÷ 除数
 - 子がいることによる加算はないが、遺児年金と調整の上で併給
- 最低保障の調整年金
 - 所得比例の調整年金の額が最低水準（2026年：年126,096SEK）を下回る場合
 - 遺族配偶者がスウェーデン国内に居住していることが必要
 - 所得比例の調整年金と最低水準の差額を保障
 - 死亡した者の被保険者期間（死亡前の居住期間 + 将来の見込み居住期間）が40年に満たない場合、比例的に減額

4 ご要望いただいた事項について

4-1 社会サービスにおける所得の把握

- 情報公開の原則：スウェーデンの統治の基本的原則
 - 出版の自由に関する法律（Tryckfrihetsförordning, 基本法の一つ）
 - すべての人に公文書へのアクセス権を保障（2章1条）
 - 公文書へのアクセス権を制限する事由を列挙（同章2条）
 - 情報公開・秘密保護法（Offentlighets- och sekretesslag）
 - 本人・近親者に危険が及ぶ場合の連絡先情報の保護（21章3条）
 - 租税の賦課徴収に係る個人の人的・経済的状况は非公開だが（27章1条）、税額の決定やその基礎となる事実の公開（同章6条）
- 社会サービスの場合
 - 本人からの情報提供が基本。家族や医師、他の行政機関などからの情報収集には本人の同意が必要
 - コミュニケーションの社会委員会が、中央奨学金委員会、社会保険庁、年金庁、失業金庫、公共職業紹介所、国税庁から個人に係る情報を取得する権限あり（SoL15章10～12条）
 - 民間の金融機関から情報収集する権限はない

4 ご要望いただいた事項について（続き）

3-2 犯罪被害者支援と社会保障給付の関係

- 犯罪被害補償の性格：損害賠償の代替
 - 不法行為法による損害賠償の対象となる人身損害、人格権侵害、財産損害が対象
 - 損害賠償の既払い分は補償額から控除（犯罪被害法（Brottsskadelag）10条）
 - 政府が、支払った補償額相当の被害者が有する損害賠償請求権を取得（同28条）
- 社会保険給付と損害賠償の関係
 - 保険給付の受給権者は、給付の受給に加えて損害賠償請求が可能（SFB107章17条）
 - 損害賠償額から社会保険給付を控除（不法行為法（Skadeståndslag）5章3条）
 - 政府から加害者に対する保険給付相当額の求償は不可（SFB107章18条）
- 手続的な前後
 - 犯罪被害補償は、公訴が提起された場合は判決確定から3年以内に支給。かつ被害者からの警察への届出や捜査への協力（+ 2026年9月以降は損害賠償の請求と確定判決も）を要件（犯罪被害法15条、16条）
 - 社会保険給付が先に支払われると推測される（障害年金は申請から3カ月しか遡って支給されない。遺族年金は申請不要で、国税庁へ死亡届を提出すると情報が年金庁に共有され、遺族年金の支給判定がされる）

4 ご要望いただいた事項について（続き）

4-3 社会サービスによる被害者支援

- 犯罪被害者およびその近親者に対する支援の提供義務（SoL13章1条）
- 特にDV被害者の女性や被虐待児童、その他の暴力の被害者に対する、環境を変えるための援助を含む
- 社会サービス法は枠組法 →具体的な内容は各コミュニケーションの裁量
 - 社会福祉庁の規則および一般的助言（HSLF-FS2022:39）
 - 成人の被害者に対する支援の例：情報提供、助言・相談、恒常的な住宅の手配の支援、育児支援、ボランティア団体等との連絡調整、保健医療サービスとの連絡調整、他の行政機関（警察、国税庁等）との連絡調整、公的扶助、安全な住宅での一時的な保護（必須）

参考資料

- 厚生労働省「2024年 海外情勢報告」；
https://www.mhlw.go.jp/stf/toukei_hakusho/kaigai24.html
- Brottsoffermyndigheten（犯罪被害補償庁）；<https://www.brottsoffermyndigheten.se/>
- Folke Schmidt, *Allmänna och Privata Pensioner: Mål och Model*, Norstedt, 1974
- Fora（SAF-LOの協約保険）；<https://www.fora.se/>
- Försäkringskassan（社会保険庁）；<https://www.forsakringskassan.se/privatperson>
- Försäkringskassan, *Sjukersättning*, Vägledning 2013:1 Version 15;
<https://www.forsakringskassan.se/download/18.7fc616c01814e179a9f6e8/1780410874692/sjukersattning-vagledning-2013-1.pdf>
- Medlingsinstitutet, *Kollektivavtalstäckning och arbetsmarknadens organisationer 2025*;
<https://www.mi.se/app/uploads/Kollektivavtalstackning-arbetsmarknadens-organisationer-2025.pdf>
- Pensionsmyndigheten（年金庁）；<https://www.pensionsmyndigheten.se/>

参考資料

- Regeringskansliets rättsdatabaser（政府の法令データベース）；
<https://beta.rkrattsbaser.gov.se/>
- Socialstyrelsen（社会福祉庁）；<https://www.socialstyrelsen.se/>
- Socialstyrelsen, *Handläggning och dokumentation – handbok för socialtjänsten*, 2021;
<https://www.socialstyrelsen.se/publikationer/handlaggning-och-dokumentation--handbok-for-socialtjansten-2021-12-7658/>
- Sveriges Kommuner och Regioner（コミューン・レギオンの連合体）
HP; <https://skr.se/>

Web上の資料は全て2026年7月10日最終閲覧

事前質問への回答

- 白井構成員からのご質問（2番目） →スライドp.17で回答済み
- 太田構成員からのご質問について
 - 社会保険の財源：使用者・自営業者が負担する保険料＋国庫負担
 - 遺族年金・障害年金の場合
 - 所得比例部分は保険料、最低保障部分は国庫
 - 被用者の社会保険料負担は、**1970年代**の全国協約で廃止（賃上げ抑制の代わり）
 - 老齢年金のみ被用者負担があるが例外
 - 他者の所得の検索方法について
 - **taxeringskalender**は有料なので使用したことがない
 - **Ratist**では、氏名で住所、電話、生年月日、性別、車の所有、配偶者（ここまで無料）、個人番号、賃金（有料）が検索可能
 - 国税庁がもつ公開の情報を、民間の出版社や信用情報会社が入手して販売
 - 申告する収入・所得の細目は秘密、税額決定の根拠となる所得の合計額（勤労所得・事業所得の合計から控除を引いた額）や資産所得（不動産売買など）は公開